

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成28年4月7日（木）17:00～17:31

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

#### <提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

#### <関係省庁等>

石崎 和志 国土交通省住宅局建築指導課長

藤原 健二 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官

山口 義敬 国土交通省住宅局建築指導課課長補佐

#### <事務局>

杉田 香子 内閣府地方創生推進室参事官補佐

### （議事次第）

1 開会

2 議事 小規模認可保育所に係る物件規制の緩和について

3 閉会

---

○事務局 国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。

先ほどの東京都に続きまして、「小規模認可保育所に係る物件規制の緩和」について、バリアフリー法を所管する国土交通省から法の考え方等についてヒアリングを行いたいと思います。今回も認定NPO法人フローレンスの駒崎代表理事に出席いただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、このバリアフリーは基本的には都が強化した条項についてなのですが、これがどうも元来のバリアフリーの基準の精神に合っているのかどうかということを私どもは気になりまして、そのところを特に中心に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○石崎課長 国土交通省建築指導課長の石崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、まず、バリアフリー法の概要について、御説明させていただきます。

資料の1ページでございます。目的とかを書いてきてございませんけれども、基本的には高齢者の方、障害者の方等でございますが、子育てをしていらっしゃる方とか、幅広く特に移動に関して色々な支障を持っている方の生活をサポートしていこうということで、作られた法律でございます。

バリアフリー法、交通とか色々なものがありますが、建築物分野に関しましては、一つは、まず、特定建築物というものを置いてございます。これは、多数の方が利用される建築物という、「学校、事務所、共同住宅、工場、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するものなど」と、非常に幅広い用途を特定建築物の対象といたしまして、これについては、割と緩やかに建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務を課した上で、さらに望ましいレベルとして、建築物移動等円滑化誘導基準を定めており、これに合うものについては、支援をしていこうという形で、こちらのほうは割と緩やかにかけて、支援とセットにしながらつくってございます。

その中でも、特に特別特定建築物という形、不特定多数の方が利用するもの、または、主として高齢者、障害者等、「等」には子どもとかも基本的には入り得ると考えてございますが、高齢者、障害者等が利用される建物、ここに入っていますように、例えば、学校ですと、学校全てではなくて「盲学校、聾学校又は養護学校（特別支援学校）」と限定する。また、事務所ですと「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」に限定し、また、保育所が入っていない「老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」というものについては、主として高齢者、障害者が利用されるものについて、ここにありますように、2,000㎡以上のものについて適合義務というものを課しているものでございます。

ただ、これに関しましては、条例で、この特別特定建築物にさらに特定建築物の中身から追加することができますということ。また、面積に関しましては、地方公共団体の地域の状況を踏まえて、条例によって面積要件を引き下げることができるという裁量を認めているというものでございます。

また、これにつきましては、この建築物移動等円滑化基準ということで、一定の基準の適合ということで、一定の基準の適合を求めています。基準に関しましては、条例によって必要な事項の付加を可能とするというものでございます。

元々バリアフリー関係の法制は、どちらかと言うと条例のほうは割と先行して出来たという経緯もございまして、地方公共団体の裁量を比較的認めているというものでございます。

続きまして、2ページでございますが、具体的な基準としましては、今回の場合は主に義務基準のお話を中心かと思いますが、出入口であれば、例えば、幅80センチ以上。廊下

等であれば幅120センチ以上。傾斜路は勾配や高さが一定以上のものは手すりを設置してください。エレベーター乗降ロビーも高低差がなく、一定の余裕のある大きさにしてください。トイレにつきましても、車椅子利用者用の便房を建物に一つは付けてくださいというような義務基準になっているところがございます。こういうことで、高齢者、障害者等が使いやすい建物を造っていくという形で促進しているものがございます。

バリアフリーに関しましては、こういう形で法律を作っておりまして、我々が全国一律の義務として課しているのは、今申しました、ある程度限定した用途で、規模も2,000㎡以上ということがございますが、地方公共団体の御判断でそれを下げることは元々可能としているものがございます。これがバリアフリー法のことでございます。

次につきましては、3ページはこれの条文でございまして、今申しました地方公共団体は、地方の自然的、社会的条件の特性で、現行のバリアフリー法の義務だけでは目的は十分に達せないというものについては、必要な条項を付加することができるというのが、今御説明した条文のところでございます。

2以上の直通階段の話も一緒に説明してよろしいでしょうか。4ページでございます。建築基準法の2以上の直通階段の規定でございます。2以上の直通階段と申しますのは、右上の絵にありますように、例えば、住戸ですとかそういうところで火災が起きた際に、火災が隣で発生しているときに、火災のほうに向かって逃げるとするのは非常に危険がございます。このために、基本的には別方向に避難ができるというのを求めているものがございます。

ただ、非常に小規模な施設の場合には、言ってみれば、火災発生後、速やかに人が避難できるというぐらい小規模なものが期待できるのであれば、多少危険性はあるのですが、火災の火の前を逃げて逃げることもできるだろうということで、一定の裾切りをしております。ただ、やはり保育所ですとか、病院の病室などがそういう分類に入っているのですが、非常に自力で逃げるとするのが難しいものに関しては、面積を引き下げているというものがございます。具体的に下にありますように、保育所の場合には、保育所の用途の部分の居室の床面積が50㎡以上の階については2以上の直通階段を要求してございませぬけれども、鉄筋コンクリートの場合に100㎡になっていますので、普通のマンションですと100㎡かなということになります。普通の共同住宅の場合には、これがそれぞれ倍、100㎡、200㎡になっていますので、言ってみれば、一つのフロアに200㎡、つまり約70㎡の住戸がと3つあるようなものであるならば、必ず2方向避難を取られているということになりますので、ほとんどのマンションの場合には、普通は2方向避難のための措置が何らかの形で取られているはずだと思います。非常に小さい建物の場合には、規制対象外のものがあるかもしれません。70㎡の家を1戸、福祉施設、保育所に転用したからといって、ここにあるように100㎡以下であることには変わりませぬので、その場合には用途転用と2方向避難は基準法上要求してございませぬ。

ただ、実は、我々は2方向避難をあまり保育所関係で支障があると御指摘をいただいた

ことが今までございません。これはなぜかと言うと、次の5ページにありますように、元々児童福祉法にありますように、保育所も、小規模保育事業も条例で定める基準、これは基準法ではなく児童福祉法の認可の基準ですが、こちらのほうで、2階以上に保育所を設ける場合には、規模にかかわらず基本的に2方向避難を求めていますので、認可基準ですので規制ではないかもしれませんが、厳しい規制が元々入っており、これのほうに先に立っていますので、あまり基準法の基準が支障になるという話は我々は聞いたことがございませんでした。

いずれにしても、こういう形で保育所関係、保育所、小規模保育事業に関しまして、一般的に一定の配慮を要するものと、現実問題としても非常に避難が困難な部類の一つだと思いますので、一定のこのような避難関係につきまして、かなりのところは共同住宅に似ているのですが、最後の避難のところだけ、一步だけ住宅よりも厳しい規制が保育所にはかかっているという状況になってございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

バリアフリー法のところですけども、基本的に国の基準というのは非常に合理的な基準で、不特定多数の者が利用して、かつ、一定の条件があるときに、特別特定建築物になるというのだけでも、このときに、不特定多数というのが効いていますね。

○石崎課長 これは「又は主として」なので、少数であっても、言ってみれば配慮を要する方専用のような建物というのが。

○八田座長 でも、その場合「主として」ですから、障害者施設は例外になるでしょう。しかし、例えば、保育所の親が障害である場合を考えてというのではありませんね。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 通常、特定か不特定多数の人を対象ということで判断は違いますね。例えば、小規模で16人は特定された人たちが対象で、来る人は決まっていて、親も決まっているとすると、これは不特定多数が対象ということにはなりませんね。つまり小規模で、来る人も特定されていれば除外されますね。

○石崎課長 ただ、ここは「不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」ものですから、例えば、ここに典型的に書いてある盲学校は。

○阿曾沼委員 例えば、16人いて、16人の子どもと16人の御家族が全員障害者、高齢者であればそうかもしれませんが、これは規定外なのではないですか。

○石崎課長 ここにありますように、例えば、盲学校、聾学校というのは対象になると思います。

○阿曾沼委員 盲学校、聾学校はいいと思いますが、保育所はどうなんですか。

○石崎課長 それは「高齢者、障害者等」の「等」に入っています。

○阿曾沼委員 「等」であったとしても、不特定多数でもなく、あらかじめ特定されているのですから。

○八田座長 都の説明は親が障害者という場合のときと言うのです。だって、子どもは障害者ではないから。

○石崎課長 そういう観点で言っているのはどうかと思います。元々この法律を作ったときから。

○阿曾沼委員 基本的に想定外なのではないですか。

○石崎課長 それは想定内です。一番最初的时候から、これはとにかく高齢者、障害者だけではなくて、色々移動に支障を持っている、例えば、子どもを連れた親とか、そういう方も含めてできるだけのことをやりましょうというのが、元々この法律です。

○阿曾沼委員 法文の「主として」ということと、「不特定多数の者」というのは、想定していないですよ。

○石崎課長 「主として」というのはあくまで高齢者の方が、5人いるうちの高齢者が、例えばメインを想定しているのが高齢者がたまたま一人別の方がいますとか、そういうのを言っているのが「主として」になっています。元々この法律はそういう。

○八田座長 二つイシューがあるのですが、しかし、それにしても2,000㎡以上というのが基準ですね。ちょっと小規模保育の場合は話が違うのではないかとというのが一つですね。裁量権があるにしても、幼児を、しかも保育士がちゃんと色々世話をする状況で、これを障害者と呼べるのか。しかも、幼児にふさわしいバリアフリーなのかということがあると思います。

駒崎さん、経験がおありだから。

○駒崎代表理事 盲学校、聾学校だったら分かるのですけれども、12人のゼロから2歳児でほぼ健常児で、親も健常者である場合が多い状況において、「主として高齢者、障害者等」というのは言えないのではないかと論点の一つですし、不特定多数ではない。特定少数なので、これも当てはまらない。

となると、どこにも当てはまらないにもかかわらず、小規模認可保育所にこれがはまるというのはどういう法理になっているのか。

○八田座長 しかも、先ほどのトイレの話。

○駒崎代表理事 かつ、求められているものが、例えば、先ほどの豊島区の事例とかが分かりやすいのですけれども、基礎自治体で、例えば、マンションとかで、どこでも車椅子用のトイレを付けてくださいとか、マンションで12人の子どもを預かるという場合に、一般のマンションでどこでもトイレを付けてくれ、オストメイト対応水栓器具を付けてくれという形になるのです。これは12人の健常児かつ親も全員健常者であるにもかかわらず、それを求めるというのは、バリアフリー法の法理に当てはまっていないのではないですか。

○石崎課長 そうですね。まず、法律で要求しているのは、ここにありますように、特別特定として要求しているものは、基本的には高齢者、障害者の方が法律上は要求するのです。それに基づいて基準が出来ています。これは、地方公共団体が御判断で、保育所を基本的には広げることにはできるだろうと思っています。ただ、広げるときにどういう合理的

な理由で広げるのだろうかというのは求められるだろうと思います。そこがどうなのかという議論で、ここで全く授權されていないという話ではなく、授權された権限を適切に使っているかどうかというほうの話だとどちらかというと思います。そこについては多分個別のものを見ていると色々なものが出てくると思います。

○八田座長 「等」を余り曖昧にしておくと規制が非常に大きくなってしまいますね。ですから、ここの「等」のところは高齢者とか障害者という方たちに類似したものということなのでしょう。

○石崎課長 ここは申し訳ないのですが、法律を作ったときから、保育所とか色々な方を想定して、と言うのは、一番最初の頃からこの法律の前身の法律の頃からそういう整理をしておりましたので。

○八田座長 しかし、車椅子用のトイレを保育所に義務付けるとするのはどう見ても過剰規制だと思うのです。

○石崎課長 それで、この義務付けのところとしては、我々2,000㎡の義務付けているのは、保育所は入れていません。

○八田座長 それはよく分かるのです。その精神はまさにそういうことだろうと思うので、そうすると、幼児のところには大人用の車椅子のトイレを義務付けるとするのは、いくら「等」があるからといっても、元々の精神と矛盾するのではないか。

○石崎課長 そのところは、我々としては、東京都がどういう御判断かというところになるので、あまり個人的に見解が出せるところではないと思います。

○八田座長 それは分かりますけれども、元々のお考えがあって、こういうものが出ているわけで、その範囲内で自治体は判断できるのだと思うのです。そのときに、少なくとも先ほど都が言っていた、親が障害者だからというのは、先ほどのお話では明確に外れるということですね。

○石崎課長 それを「主として」というかどうかということはなかなか現実きついかないとします。

○八田座長 今のトイレの話も明確に外れるのではないのでしょうかね。それが現実問題で、現場は上に文句を言われたくないからすごくきつめにきつめに解釈してやって、これだけ待機児童があるというときに、それがかなりメインな理由になって小規模保育ができていないということは問題ではないかということなのです。

都の方も内心はそう思っておられるのではないかと思うのです。だけれども、一種の法の精神みたいな基準が、ガイドラインが要るのではないかと思うのです。

○本間委員 「等」がそれほど幅広く念頭にあるとしたら、これは不足していますね。例として挙げる。法律的解釈というよりも、通常の国語的解釈でいったら、八田座長が言われたように、高齢者、障害と関連する「等」であって、保育所等まで含めるというのだったら、高齢者、障害者は例として要らないですよ。これを入れる限りはこれに関連した「等」という解釈が通常だと思うのです。

○石崎課長　そこだけは我々、元々「高齢者、障害者等」と書いていますけれども、それを踏まえて、特定建築物のところでは、法律の目的はそもそも「高齢者、障害者等」ですから、中で今度例示としてはこちらの特定建築物のほうに保育所が入っておりますので、我々としては排除できて、入っているとしか言いようがないです。

○阿曾沼委員　そうだとすれば、法律における人というのは万人という意味ですよ。特定しない人のことを言っているわけではないでしょうか。

○石崎課長　高齢者または障害者で日常生活またはという現状の状況。

○阿曾沼委員　小規模保育所が特定した人を対象としたものだということであれば、本来この中に入れて法律を作ることが問題なのではないでしょうか。元々がそういう認識がなかったとしか言えないのではないのでしょうか。

○石崎課長　そこだけは、これは元々作る時に、高齢者、障害者だけではなくて、まさしく子育てみたいな話は当時からありましたから、そういう色々な方に対しての配慮ということで作られた法律であります。

ただ、その中で義務付けられるものについては、我々としても合理性がなければおかしいだろうということで、限定して義務付けをしています。

ただ、元々この法律が出来るときから、東京都条例が既にあったところからありましたので、東京都は自分の判断で色々なことをやられていて、それを法律が出来たことによって一つの法律の枠組みの中に移し込んできているというのが経緯でございます。

その中で、合理性があるかどうかというのは、我々は東京都の合理性についてはあまりとやかく言える筋合いはないので、まず、よく考えて。

○八田座長　東京都というか、一般的に日本国全体に対してそんなことがあってはいけないことですから。

トイレ以外にもう一つぐらい具体的な例がありませんか。トイレは非常に明確な例だと思うのですけれどもね。

○駒崎代表理事　類するのかもしれませんが、オストメイトですね。これは人工肛門を付けている人がガコッと外して洗えるような洗面台という相当特殊な、人口のうちの1%未満の人たちのためのものを、ショッピングモールとか不特定多数のところにはあるべきなのだと思いますけれども、小規模認可保育所という12人の子どもたちが来るところに付けろというのは、全く法理としてはよく分からない。

あとは、普通の家を使う場合に、廊下を広げろみたいな感じですかね。車椅子で一番奥まで行けて、なのですけれども、一番奥まで車椅子の人が進入してくることというのが、小規模認可保育所、マンションでやっているような場合は、ほぼ考えられなくて、子どもを迎えに来るお母さんが、よしんば車椅子だったとしても、玄関のところで受渡しという形になりますので、奥の奥までお母さんに入ってきてもらうみたいなことは考えづらいですし、例えば、お遊戯会とかをやったりするときも、下りましようと言って、みんな職員がここでやってもらってとするので、その通路を広げると。

○八田座長 子どもは軽いからね。

○駒崎代表理事 子どももそうだし、親だとしても複数の職員で運んでという形ができるので、親が奥の奥まで行かなければいけないということはほとんどあり得ないということがあるのではないかと思いますね。

あと、ベビーカーで傾斜路というのが、スロープとかがあったりするのですけれども、例えば、それを変えろというか、スロープはよくないみたいな指導もあったりとか、色々ありますね。

○八田座長 駒崎さん、これは今、小規模保育という比較的新しい制度が出来て、色々な大問題になっているわけだけれども、普通の保育所の場合には、そういう車椅子対応のものは造っているのですか。

○駒崎代表理事 造らざるを得ないから、ものすごく広い施設が必要になるのです。

○八田座長 大問題ですね。

○駒崎代表理事 全くと言ったらちょっとあれですけれども、もしかしたら時々あるのかもしれないですけれども、そのためにすごく広い場所が必要になるので、認可保育所というのは非常に都内では造りづらい。

なので、小規模認可保育所という狭くてもできる一軒家やマンションで造れるという制度をせっかく作ったにもかかわらず、引き続きバリアフリー法が掛かってくるがゆえに、せっかく小回りが効くものがポテンシャルを活かし切れていない状況にあるのです。

○八田座長 普通の保育所の場合も、元来ならばそういう必要性があることを用意して、いくつかの認可保育所をそういう対応で用意しておく。あるいは、どこかに来られたときには、都がお金をかけてそこに補助金を出してすぐ造る。そういう対応のほうが現実的なような気がしますね。全部にあらかじめ造っておくよりは。

○駒崎代表理事 全認可保育所にオストメイトを付けることが本当に必要なのかというと、ちょっと過剰規制である可能性が。

○八田座長 でも、それは業者は喜ぶますね。造る業者。その可能性が一番高いように思う。ほかに理由がないではないですか。

○石崎課長 それは都のほうで、今こういう形でやられてきていて、どういう合理性があるのかというのは説明責任があると我々は認識しております。

○駒崎代表理事 都もそうなのですけれども、国土交通省のほうで、不特定多数ではないもの、今回で言う小規模保育、例えば、12人とか9人の特定の子どもたちが来て、特定の親が来ている施設は、不特定多数の者が利用してないのですよというようなことは言えないものなのですか。

○石崎課長 不特定ではないと思いますけれども、ここにありますように、「不特定多数の者が利用し、又は主として」そういう配慮を要する方が使うものなので、だから別に不特定は後ろのほうにはかかっていないので。

○駒崎代表理事 「等」で今、無限に広がり効いていますね。



○石崎課長 すみません。「等」には子どもは入っています。

○駒崎代表理事 では、百歩譲って「等」で子どもが入ったとしても、障害児だったらまだ分かります。あと、障害者の親が主として使うのだったら分かります。障害者の通所施設だったらまだ分かります。

でも、小規模認可保育所はほとんど障害児が来ていないというか、健常児のものですし。

○石崎課長 障害児というよりどちらかと言うと、我々は例えば、ベビーカーを使うとか、そういうものをイメージしてこのグループに入って。

○駒崎代表理事 ベビーカーにオストメイトは要らないのですよ。

○石崎課長 おっしゃるとおりです。法律のここの結局どこまでオストメイトを付けるか、付けないかという議論は分かるのですけれども、この法律としての枠組みの中に保育所とかが入っているのは、当然ながら、その保育所というのは子ども、例えば、ベビーカーで押してきたりとか、そういうときにアクセスしやすくする、例えば、階段がずっとある上に本当にあっていいのかとか、そういう観点でそれは入っています。ですから、その中でやっているときに、言ってみれば、少し高齢者、障害者の方とは違う需要を持たれる方々ですから、高齢者の規制を丸ごと課けるといのはおかしいだろうということで、法律はこういう形で特別特定というのは限定して、保育所などを入れていただいてやっているし、面積も2,000㎡とあると、かなり多数の方が集まる。

ただ、それをどう下げるかというのは。

○阿曾沼委員 「主」という言葉は大多数という意味ではなくて、基本的に100人のうち1人でも高齢者の方がいて、障害者の方がいて、子どもがいれば全部この法律の枠内ということですか。

○石崎課長 高齢者のための施設というイメージです。ここは高齢者、障害者等が主として利用する、要するに、高齢者をメーンターゲットにした施設という意味です。

○阿曾沼委員 その枠に小児が入るといことですか。

○石崎課長 要するに、子どもをメーンターゲットとした施設というのは入ります。

ただ、規制としてはそれをそのまま掛けるというのは我々としてはどうなのかということで、全国一律の規制からそういうことを入れていない。

○八田座長 この文章は分かりましたけれども、結局、保育児童が高齢者、障害者と並ぶべきものかということですね。今、理由としてはベビーカーがあるとおっしゃったのだけれども、これは私はちょっと違うと思いますね。車椅子が必要だという人に対して便宜を図ることにはお金がかかるから、お店や何かは排除したいと思うということは当然あり得ます。したがって、それはある種の強制によって持たせることが必要だということは分かります。

しかし、ベビーカーは違うと思うのですよ。これに対処しなかったらお客は来られないから、事業者は自発的に対処します。規制で強制する必要はありません。

○駒崎代表理事 しかも、ベビーカーのスロープがあった物件に、そのスロープを壊して

昇降機を付けろという指導をされているのですね。

○石崎課長 すみません、個々の規制の合理性というのは非常に議論があると我々も思います。

○駒崎代表理事 結果としてそうなってしまっているということなのです。

○石崎課長 それは全く議論がある話だと我々もよく分かります。

○八田座長 全ては「等」に保育を入れたことによって発生しているのではないかということなのです。

○石崎課長 申し訳ございませんけれども、これはあくまでこの法律を作った一番最初的时候から。

○八田座長 これから変える必要があるのではないかということなのです。

○石崎課長 我々としてはバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化というのは基本的に進めるし、それは高齢者、障害者のためだけではなくて、移動に支障を持っている、色々な制限のある方に関しては、できるだけ幅広く住みやすいまちづくりをしようということで、この法律を作っております。

ただ、おっしゃるようなことの合理性については、個別には色々な議論があるべきだと。

○八田座長 保育は除外すべきではないかということなのです。

○石崎課長 これから保育を除外するというのは。

○八田座長 今の御説明は何もないではないですか。ベビーカーしかないではないですか。ほかのトイレだとか、そういうことに関するものが始めから赤ん坊の場合は違うわけですね。ですから、先ほどのベビーカーだけでしょう。ベビーカーは基本的にお客を。

○石崎課長 ベビーカー、妊産婦とか、法律を作るときに色々な議論になったと思います。

○八田座長 今の法律をどうのこうの言っているのではないですよ。これから変えるべきなのではないですか。「等」に保育を入れておく合理的な理由が何もないと思います。

○石崎課長 それは我々としては色々な移動に対して支障のある方に関して幅広く対応するという意味でこの法律はできてございます。

○八田座長 もちろんそれはそうだけれども、保育は関係ないでしょう。

○石崎課長 その中で、どう合理性を持たせるかということの議論は当然ある。

○阿曾沼委員 でも、将来に向けて合理的な前提に変えることはいくらでもできることですから、それは御検討される必要はあるのだろうと思います。

もし、条例である程度自治体の自主性を求めたとしても、ここはこのように合理性を持って考えるべきだという指導通知等を出しておかないと、結局、自治体は自治体で、解釈等で自主規制を効かせてしまって動きにくくなってしまうということではないでしょうか。

○石崎課長 当然ながら、法律に基づいてやっているのであれば、趣旨に合った合理性を持った条例なり何なり。

○阿曾沼委員 Q&Aを出しておくべきですね。

○石崎課長 どういうレベルなのかというのは条例の最後の御判断のところもありますか

ら。

○八田座長 国の基準は非常に明確です。だけれども、自治体に変な解釈をしないような、拡大をしないような枠組みは元々の精神に基づいて作られるべきではないかと思います。

○阿曾沼委員 事務通達でもQ&Aでもいいと思いますが、現場が前向きに判断していただけるようなものがあるといいですね。

○石崎課長 基本的に合理性は必要だと我々は思っております。合理的でないという部分についてどう考えるか。我々だけではできない話もありますけれども、当然ながらこの法律の位置付けでやっている。

○八田座長 是非御検討いただきたいと思います。

先ほど駒崎さんから聞いたならば、来年度の施設を造るときに、自治体としては区のレベルで公募があるのは6月だと。5月中ぐらいに明確になっていると、そういうところの公募の基準がはっきりするということみたいです。

ということですので、よろしく御検討お願いしたいと思います。